# 「里地里山保全活用行動計画(案)」に対する意見の募集 (パブリックコメント)実施結果概要

#### 1. 意見募集方法の概要

## (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

# (2) 意見提出期間

平成22年7月26日~平成22年8月23日

## (3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

#### (4)意見提出先

環境省自然環境局自然環境計画課

## 2. 意見募集の結果

#### (1) 意見提出件数

18件(内訳:個人7件、団体2件、地方公共団体9件)

## (2) 整理後の意見数

・行動計画(案)への意見 60件

・重要な取組に対する意見 7件

・サブタイトルの提案 8件

## 3. 意見要旨と回答

別紙の通り

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	表紙	表題(計画名称)		本計画には、例えば自然とのふれあいの観点から里地里山を保全活用することを含んでいることなどから、名称や構成は原案のとおりが適当と考えています。
2	目次	全体構成	・全章の文章構造をGBOやMAで使用されている概念的枠組みに沿って組み直すことが望ましい。	
3	目次	全体構成	・生物多様性を脅かす要因を分析・記述するとともに、個々の要因に対応した対応策と実行計画を記載すべき	本計画では、全体を通じて主に生物多様性国家戦略2010の「第2の危機」を踏まえた記述を中心に構成していますが、ご指摘を踏まえ、他の圧迫要因も重要な課題であると考え、1(2)の第2段落を次のとおり修正します。 「生物多様性国家戦略では、国土全体の生物多様性の危機として、人間活動や開発による「第1の危機」、里地里山などにおける人間活動の縮小による「第2の危機」と、「地球温暖化による危機」を挙げています。里地里山においても、開発による生物の生息環境の消失や悪化、また、外来種による生態系の撹乱等も生物多様性保全上の重要な課題として認識する必要があります。その認識に立った上で、本行動計画では、特に人の営みによって維持されてきた里地里山における、人のかかわり方の変化による「第2の危機」に焦点を当てます。全国各地の里地里山では、以下①から⑤に述べるように、人手が入らず人目が届かなくなることが原因となって、動植物の生息・生育環境の低下、野生鳥獣との軋轢、ゴミ投棄、景観・国土保全機能の低下などのさまざまな問題が生じています。」
4	全般	2. 里地里山保全活用行動計画の目的と 位置付け 4. 保全活用の方向性 7. 国による保全活用施策		本行動計画の達成状況よりも全国の里地里山の保全活用状況を評価 (測定) する必要があると考えており、そのための検討を進めていきます。 また、5 (4) では、各地域での取組がそれぞれ順応的に進められるべきことを述べています。
		6. 保全活用の進め方 7. 国による保全活用施策		多様な主体がさまざまな目的のもとに実施する施策に共通する横断的な課題等を示した6. と国による施策の展開方向を示した7. はそれぞれの観点を基本にした項目立てにしております。
		6. 保全活用の進め方 7. 国による保全活用施策	・6章、7章においても、国以外の主体の役割や国の支援・働きかけの内容を具体的に明記すべき。	6章においては国以外を含め多様な主体に共通する進め方を示しており、7章 は国の施策の展開方針等を明らかにするために記述しています。

意見番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
7	1	1. 問題の背景 (1) 里地里山の定義と特性		ここでは「里地里山の定義と特性」として簡潔に重要性を示しています。また、こうした多様な生態系サービスの発揮を目指す方向性については、4(3)に記述しています。
8	1	1. 問題の背景 (2) 里地里山の現状	・1. (2) 里地里山の現状 は、「生物多様性・生態系サービスの現状」と「これらを脅かす要因」に分けて記述すべき。 ・第2の危機だけでなく、開発行為、外来種など、生物多様性を脅かす要因について十分に分析・記述すべき	1 (2)では、要因についても現状の背景としてまとめて記述をしています。また、本計画では、全体を通じて主に生物多様性国家戦略2010の「第2の危機」を踏まえた記述を中心に構成していますが、ご指摘を踏まえ、他の圧迫要因も重要な課題であると考え、1 (2)の第2段落を修正します。(意見番号3を参照)
9	1	1. 問題の背景 (2) 里地里山の現状	・里地里山の現状(問題)としては、1.(2)に掲げられている事項以外にも、公的機関や私有地内での開発行為があるが、これらについては現状では歯止めができていない。	本計画では、全体を通じて主に生物多様性国家戦略2010の「第2の危機」を踏まえた記述を中心に構成していますが、ご指摘を踏まえ、他の圧迫要因も重要な課題であると考え、1(2)の第2段落を修正します。 (意見番号3を参照)
10	4	1. 問題の背景 (3) 里地里山の重要性 5) 地球温暖化の防止	・地球温暖化防止の取組主体として、地方自治体も記載すべき。 ・また、脚注5には、経済産業省の国内クレジットも明記すべき。	「政府機関、」を「国、地方公共団体、」に修正します。 脚注については、本文が森林整備による吸収についても述べていることから、 吸収と排出削減の両方を対象としているJ-VER制度を説明しています。
11	6	2. 行動計画の目的と位置付け		本計画には、例えば自然とのふれあいの観点から里地里山の保全活用することを含んでいることなどから、名称や構成は原案のとおりが適当と考えています。
12	6	2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け	・行動計画の達成状況の定期点検の実施を本文に記載すべき。	本行動計画や各施策の達成状況よりも全国の里地里山の保全活用状況を評価(測定)する必要があると考えており、そのための検討を進めていきます。
13	6	2. 里地里山保全活用行動計画の目的と 位置付け (1) 行動計画の目的	・(行動計画の)目的を、里山の実情を知らない人々に、知るための機会を提供することとする。	2 (1) において、里地里山の意義についての国民の理解を促進することを本計画の目的の一つとしています。
14	9	4. 保全活用の方向性		活動のための資金の確保や支援については、6(1)、(2)、(6)2)などに記述しており、今後はこれらを基本として推進していきます。

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	10			広域的な生態系ネットワークの考慮については、7 (2)の「現状と課題」に 記述しています。
16	11	5. 保全活用の基本方針 (1) 各主体の役割分担 1) 国 ②個別地域の取組の支援	・地域の活動主体等には、地方公共団体も含まれるとして、 地方への財政的支援を強化すべき。	「地域の活動主体等」にはそれが地方公共団体である場合も含まれていると考えています。
17	11	5. 保全活用の基本方針 (1) 各主体の役割分担 1) 国 ②個別地域の取組の支援	・国は、生物多様性保全などの観点から、地域の活動主体等 に活動経費等の支援を行うとしているが、この生物多様性保 全の観点とは何か、具体的要件が不明瞭。	具体的な要件は個別の支援に当たって検討されるものであり、本計画で限定することは適当ではないと考えます。
18	12	5. 保全活用の基本方針 (5) 各主体の役割分担 2) 地方公共団体		活動団体等と地権者等とのマッチングについては、6 (6) 3) ③に記述しており、ご提案はその一手法として、今後の参考にさせていただきます。
19	12	5. 保全活用の基本方針 (1) 各主体の役割分担 2) 地方公共団体	・都道府県と市町村では、地域での取組意識が異なるため、 それぞれに期待する役割は分けて明記すべき。	地方公共団体に期待される役割は、地域の実情により一定ではないと承知していますが、ここでは共通する基本的な事項を記述しており、都道府県レベルと市町村レベルとに二分できるものではないと考えています。
20	13	5. 保全活用の基本方針 (1) 各主体の役割分担 図3	・図3は、国以外の主体に期待されている役割、また、国が他の主体に対して行う支援・働きかけなど、各主体の役割分担・関連性をわかりやすく表現すべき	ここではそれぞれの基本的な役割を簡潔に記述しています。ご意見は今後の施 策の参考とさせていただきます。
21	17	5. 保全活用の基本方針 (4) 生物多様性の観点の反映		生物多様性総合評価等は里地里山だけでなく全国を対象とした施策であり、本計画においてその施策の動向を規定することは適当ではないと考えています。また、本行動計画は全国各地の取組を展開することを目的としており、各地域での取組がそれぞれ継続的なモニタリングに基づいて順応的に進められるべきだと考えています。
22	18	6. 保全活用の進め方 (1) 国民的取組のための基盤づくり	・里地里山の保全の重要性について、もっと広報・普及活動 を強化すべき	ご指摘のとおりであり、今後の施策として充実に努めます。

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	18	6. 保全活用の進め方 (1) 国民的取組のための基盤づくり		ご提案の「里山カフェ」は6 (1)の「国民的取組のための基盤づくり」や7 (1)「国民の関心や理解の促進」の一手法として、今後の施策の参考にさせていただきます。
24	19	6. 保全活用の進め方 (1) 国民的取組のための基盤づくり (参考2) 協働による取組を支えるコー ディネート組織の例	け皿となる基金などの設置」の参考事例として挙げられてい	コーディネート組織の例は参考14にあるので、ご指摘の通り「企業等による寄附や協賛金の受け皿となる基金の設置の例」に修正します。
25	21	6. 保全活用の進め方 (2) 経済的手法の導入 ①森林の多面的機能の評価・認証によるインセンティブ	・本文では、「民間企業のインセンティブを高める」としているが、①では、「森林所有者などのインセンティブを高める」としており、整合がわかりにくい。	ご指摘を踏まえ、冒頭の 「民間企業による取組へのインセンティブを高め・・・」を「地域産品のブランド化や高付加価値化を高め・・・」に修正します。
26	21	6. 保全活用の進め方 (2) 経済的手法の導入 ②生物多様性保全の観点からの評価	の内容が整合していない。	ご指摘を踏まえ、6. (2) ②の表題を「里地里山の生態系サービスの評価」と修正します。 また、里山里海SGAについては、脚注を追加して説明を補足します。
27	21	(参考5) 地方公共団体によるCO2吸収量の評価・認証制度の事例	・森林によるCO2吸収量の評価・認証制度の事例としては、京都府の事例だけでなく、国の認証制度として、J-VERにも言及すべきではないか。	J-VERについては1(3)5)の脚注で説明しています。
28	23	6. 保全活用の進め方 (4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進 ① 全国の里地里山のモニタリング と評価		5 (1) 5) 市民、NPOの役割の所に、「里地里山の保全活用や生物多様性の モニタリング調査に直接参加したり・・・」と修正します。
29	23	6. 保全活用の進め方 (4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進 ② 保全活用の取組におけるモタリング等 の強化	・生物多様性や生態系サービスのモニタリング・評価においては、「指標種」ではなく「指標」の選定を進めるべき	ご指摘のとおり「指標種」→「指標」に修正します。
30	26	6. 保全活用の進め方 (6) 地域レベルでの取組基盤の整備 1) 協働と持続性確保のための枠組み・ 体制の整備	・参考9の挿入位置は、内容とのつながりから後に移動すべき。また、参考9の内容として計画等の策定にも触れるべき。	ご指摘のとおり参考9の挿入位置を③の後に移動します。

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	27	6. 保全活用の進め方 (6) 地域い、ルの取組基盤の整備 2) 地域の自発的取組を促す支援体制の強化 3) 広域的な枠組みの整備 ① 保全活用の枠組みとなる制度整備や計画等の策定 ② 支援のための安定的財源の確保	しか入っていない。国の財源も明記すべき。	ここでは継続的な財源確保のわかりやすい例として都道府県の税を挙げています。 国の財源については、7の中で記載しています(中山間地域等直接支払制度、 農山漁村地域整備交付金、重要文化的景観に関する国庫補助金、生物多様性保 全推進交付金など)。
32	30	(参考12) 保全活用の枠組みとなる条例 や計画等の事例	・千葉県里山活動協定と里山基本計画に関する記述を最新の ものに修正されたい。	ご指摘のとおり修正します。
33	31	(参考13) 支援のための安定財源確保の例	・「富山県森づくり条例」の制定は、平成18年6月であるので、修正願いたい。 (平成19年4月1日施行)	ご指摘のとおり修正します。
34	32	6. 保全活用の進め方 (6) 地域レベルでの取組基盤の整備 3) 広域的な枠組みの整備 ③コーディネート組織の整備	・参考1への参照は、内容がそぐわないのでやめるべき。	参考1への参照については、ご指摘のとおり削除します。
35	33	7. 国による保全活用施策	・確実に生物多様性と生態系サービスの保全の実現に向かった計画とするために、(1) ~ (8) の施策の記載は、MAやGBOの概念的枠組み (PSR/DPSIRモデル等) にならって再整理することが望ましい。すなわち、「①生物多様性及び②生態系サービスの保全・再生」「③生物多様性に悪影響を与える直接・間接的要因の軽減・排除」「④対策を進めるための基盤強化」に区分して施策を書き分け、再整理する。	
36	33	7. 国による保全活用施策	・「生物多様性の直接的な保全・再生を目的とした施策」の 記述を特に充実すべき。	本計画では、全体を通じて主に生物多様性国家戦略2010の「第2の危機」を踏まえた記述を中心に構成していますが、ご指摘を踏まえ、他の圧迫要因も重要な課題であると考え、1 (2)の第2段落を修正します。 (意見番号3を参照)
37	33	7. 国による保全活用施策		農業の担い手の確保のための施策については、7 (4) に記述しています。法律の見直しに関して本計画に直接記述することはできませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	35	7. 国による保全活用施策	れていない中で、いたずらに管理の促進をうたうのは必ずし も保全につながらない。以下の3つに関する研究の推進を明 記すべき	ご指摘を踏まえ、7. (2)に、「グリーン・イノベーションを推進する観点からも、生態系サービスの持続可能な利用に関する科学的知見の提示や自然資源の新たな利用技術の開発により、里地里山の保全活用を推進していくことが重要です。」を追記し、さらに施策にも、「⑩環境研究総合推進費をはじめとする競争的研究資金制度の活用により、生物多様性の評価・予測モデルの開発・適用や生態系サービスの定量化、地域レベルでの侵略的外来種防除や生態系保全回復技術等に関する研究を推進します。(環境省)」を追記します。
39	35	7. 国による保全活用施策 (2) 生物多様性の把握や評価のための科 学的基盤の整備	・全国規模のモニタリング調査の結果を生物多様性総合評価 や新たな施策の検討に活用する旨明記すべき	生物多様性総合評価等は里地里山だけでなく全国を対象とした施策であり、本計画においてその施策の動向を規定することは適当ではないと考えています。また、本行動計画は全国各地の取組を展開することを目的としており、各地域での取組がそれぞれ継続的なモニタリングに基づいて順応的に進められるべきだと考えています。
40	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	とともに、開発による破壊・分断化を防ぐため、国・地方自	重要な里地里山について保護地域指定による保全管理を検討することが有効な場合があることは7(3)1)に記述しているとおりですが、4(2)の典型的な里地里山を対象とすべきかどうかは地域ごとに個別の検討が必要だと考えます。また、各計画との関連については、7の冒頭にまとめて記述しているとおりです。
41	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	・生物多様性の直接的な保全を目的とした施策について、より多く具体的に明記すべき。 ・絶滅の危険性が急速に高まっている種を特定し、種の保存法等や自然公園法(指定動物への指定)、文化財保護法等を用いて優先的に保全再生を図ることを明記すべき。	個別の法制度の運用について本計画に直接記述することはできませんが今後の 参考とさせていただきます。
42	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	安林などとして、できるだけ早く多く指定し、同時に保護す	重要な里地里山について保護地域指定による保全管理を検討することが有効な場合があることは7 (3) 1) に記述しているとおりですが、対象とすべき地域の抽出が今後の検討課題であることなどから、現時点で箇所数や面積等の数値目標を定めることは適当ではないと考えます。

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	・指定地は、生物多様性を保全できる規制内容とすべき。	具体的にどのような保護地域に指定すれば生物多様性保全に有効かは地域ごとに検討する必要があります。ご指摘は今後の施策の参考とさせていただきます。
44	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	・指定された生息地と種に対する「汚染者負担の原則」に 従った環境損害の防止と原状回復の制度化が必要。	新たな制度の創設に関して本計画に直接記述することはできませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
45	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全 1) 自然公園、特別緑地保全地区等の保 護地域の指定と管理	・各地域の典型的里山が広域的な都市計画の中でも保全対象として位置づけられるよう、地方自治体の総合計画や都市マスタープラン等での取り扱いを示したガイドラインを示すべき。	各計画との関連については、7の冒頭にまとめて記述しているとおりです。
46	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	・生物多様性の保全上重要だが急速に衰退している地域・生態系タイプについて、優先的に自然再生事業を推進していくことを加筆すべき。	衰退している里地里山を自然再生事業の対象とすべきかどうかは、個別に地域の状況に応じて判断されるべきと考えます。
47	37	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全	・固有の遺伝子・表現型を有する伝統的な家畜・農作物の保 全施策の実施を加筆すべき。	ご指摘の家畜・農作物の遺伝的多様性については、生物多様性保全上の影響が 明らかになっているとはいえない段階だと考えられるため、今後の参考にさせ ていただきます。
48	38	7. 国による保全活用施策 (3) 野生動植物や保護地域等の保全 3) 二次的自然を生息・生育環境とする 野生動植物の保護(生息・生育環境の保全・管理)	・松食い虫防除は自然環境破壊が甚だしいので、対策を考えて欲しい。	ご指摘を踏まえ、7. (3) 2)の施策に、以下を追加します。 「松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、ナラ枯れ対策などを一層推進するとともに、病虫害に対して抵抗性を有する品種の開発及び普及を推進します。(農林水産省)」

意見		意見の該当箇所	意見の要約	意見に対する考え方
番号		(頁・目次項目等)		
49	39	4) 人と野生鳥獣との軋轢などへの対応	様性を脅かす要因」として取り上げ、国の役割として、重点	ご指摘を踏まえ、7. (2)に、「グリーン・イノベーションを推進する観点からも、生態系サービスの持続可能な利用に関する科学的知見の提示や自然資源の新たな利用技術の開発により、里地里山の保全活用を推進していくことが重要です。」を追記し、さらに施策にも、「⑪環境研究総合推進費をはじめとする競争的研究資金制度の活用により、生物多様性の評価・予測モデルの開発・適用や生態系サービスの定量化、地域レベルでの侵略的外来種防除や生態系保全回復技術等に関する研究を推進します。(環境省)」を追記します。なお、表題については、「人と野生鳥獣等との軋轢などへの対応」と修正します。
50	39		ハクビシンによる農作物被害も拡大しており、また貴重種の	在来の獣類だけでなく外来種対策も重要であることや総合的な対策が必要であることは、7(3)4)に記述しています。
51	40	7. 国による保全活用施策 (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化 を通した保全活用 1) 生物多様性保全を重視した農林水産 業への理解の促進		中山間地域等直接支払制度の拡充に関するご意見であり、本計画に直接記述することはできませんが、今後の里地里山保全に向けた施策の参考とさせていただきます。
52	41	を通じた保全活用	・「有機農業をはじめとする環境保全農業を推進し、生き物と共生する農業生産推進の取組を進める」ための具体的な措置が見えない。20年以上前から取り組んできたヨーロッパ諸国の経験を参考に実効性ある手法の制度化を提案すべき。	
53	41		・圃場・道路整備、治山・治水事業には、生物多様性の衰退 要因となっているものも混在している。これらの要因の軽 減・排除も施策に盛り込むべき。	ご指摘の観点での施策については、7 (4) 3 などに記述しています。
54	42		・里地里山ではエコファーマー認定農業者は少なく、効果は低いので、「戸別所得補償制度」等において、条件の悪い里地里山への交付額の充実を図るべき。	ここではエコファーマー認定の推進も同時に行うことを明記しています。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 番号		意見の該当箇所 (頁・目次項目等)	意見の要約	意見に対する考え方
	42	7. 国による保全活用施策 (4) 農林業活動や農山村の維持・活性化 を通じた保全活用 3) 生物多様性の保全に貢献する農林 業、農山村整備の促進 ⑦		山砂利採取地周辺に限ってはいませんが、河川の生態系や水環境の悪化を防止するための配慮については、7 (4)3)などに記述しています。
56	43	(4) 農林業活動や農山村の維持・活性化	・里地里山保全活用の取組支援の対象に、「棚田オーナー制度」の他に、「クラインガルテンの活用」を追加することを 提案したい。	ご指摘を踏まえ、7. (4) 4)の⑤を、以下のとおり修正します。 「棚田オーナー制度や市民農園として農業体験ができる空間を提供する取組を 支援します。(農林水産省)」
57	44	しての活用	・これからは、地域において「食料」と「エネルギー」の二つの地域自給を目指すとともに、生物多様性保全を進めるまちづくりの制度化が必要。これを実現するための実効性ある措置を明記してほしい。	
58	47	府県の条例や施策	・山梨県の施策として、「やまなし森づくりコミッションの 設立(多様な主体による森づくりを支援)」を記載された い。	ご指摘のとおり追記します。
		府県の条例や施策	全活用施策との関連性の区分け(○及び◎印)を精査すべき。	<ul><li>◎印の条例には、「条文上、里地里山の記載があるもの」と「財源を活用した施策が里地里山に関連しているもの」が混在しており、誤解のおそれがあるため、◎は削除することとします。</li></ul>
60	49	l	・和歌山県の里地里山保全活用関連条例、施策の追加されたい	ご指摘のとおり修正します。

# 重要な取組に対する意見

番号	意見	交	
	里地里山の保全活用のため、地域住民で自立発	15	5. 保全活用の基本方針
	展的に活動を継続させていく仕組みづくりの構築		(2) 連携・協働の促進
4	や、優良事例の普及が重要です。		
1		18	6. 保全活用の進め方
		26	(1) 国民的取組のための基盤づくり
			(6) 地域レベルでの取組基盤の整備
	現状、農地は相続の度に宅地化され、地域では	全	全般、又は
	其の面積が減少している。更に、担い手を失った	般 33	7. 国による保全活用施策
	農地は休耕地になり、谷戸田は草地や乾燥化が進	აა	
	み生態系が様変わりしている。現在地域では、ひ		
	とつの事例ではあるが、JA(農協)では農地にア		
2	パートを建築して資産運用を進めていたり、高速		
2	道路の建設に伴って取り付けられた沢には今まで		
	なかったオオカワジシャの生息が確認されたり、		
	各省庁間での足並みや取り組みが統一されていな		
	いように感じる。そのため保全活用行動計画書の		
	取り組みは大切ではあるが進めていくための力強		
	さが伝わってこない。		
	山林の保全のために、最低限の道路の整備が必	40	7. 国による保全活用施策
	要である。その実現のために、		(4) 農林業活動や農山村の維持・活性化
			を通じた保全活用
3	1. 大橋式作業道(路網)など、安価で建設可		2) 里地里山の生物多様性を支える農
	能な道路の建設を容易にするための、資金や		林業の維持・育成
	ノウハウの提供を可能にする制度を創造す		
	<b>a</b> .		
	2. 二世代、三世代前の相続登記の不備による、		
	山林の所有者不明が道路整備の障害になる場		
4	合があるようである。この障害を小さくする		
	ために法律を改正する。		
	農林水産業において「生物多様性の保全」を明	40	7. 国による保全活用施策
	確な主目的とした新たな支援制度(助成金・直接		(4) 農林業活動や農山村の維持・活性化
5	支払い制度などの補助金等)を設立すること。		を通じた保全活用
			2) 里地里山の生物多様性を支える農
			林業の維持・育成
	│ │ 里地里山の生物多様性がもたらす生態系サービ	35	7. 国による保全活用施策
	スを網羅的に究明するための研究、人による局所		(2) 生物多様性の把握や評価のための
6	的な管理や広域的な土地利用が生物多様性に与え		
	る影響を定量的に把握するための研究を推進する		科学的基盤の整備
	こと。		
	現在、私たちの住む岐阜県においても「カシノ	2	1. 問題の背景
	ナガキクイムシ」「ラファエレア菌」によるナラ		(2) 里地里山の現状
7	枯れが深刻な状況で全国でも22都道府県で被害		④ 景観や国土保全機能の低下
7	が確認されていると聞きます。里山を愛好する者		
	としてこの施策に期待します。		

## 里地里山保全活用行動計画のサブタイトル案

- 〇里山を中心とした環境保全と地域振興
- ○復活!さとやま
- 〇ほんわかにっこりつなげる命
- 〇もうかる農林業行動計画
- 〇日本の原風景を未来に
- 〇里山の四季にふれ 多くのことを知ろう
- 〇里山に朝な夕なにふれ 多くのことを知ろう
- 〇里山にふれ 里山を知ろう